

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第4節 第二種相続認定個人事業者

#### 《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

##### ○ (相続人等) 個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 生計一親族等の相続の開始の時において、先代事業者から第12条第1項の認定に係る贈与又は相続を受けていること
3. 先代事業者の法第12条第1項の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に生計一親族等の相続が開始していること
4. 第二種相続申請基準日<sup>※1</sup>において、相続等した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
5. 生計一親族等が有する先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て<sup>※2</sup>を取得していること
6. 生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第二種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※ 1 第二種相続申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日をいいます。

※ 2 特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における、当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

##### ○ (被相続人) 生計一親族等の要件

1. 先代事業者の生計一親族等であること

※生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいう。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第4節 第二種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第二種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 生計一親族等から先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得していること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（生計一親族等が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第二種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てについて、第二種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第二種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。